

第 15 回 議会改革調査検討特別委員会

令和元年 9 月 27 日(金)
議会運営委員会終了後
時 分～ 時 分
第 4 委員会室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員

【議長団・委員外議員】

【事務局】 古森局長 篠原書記 新開書記

議題

1 行政視察を終えて

(1) 会派代表質問のあり方について（福知山市議会の事例から）

資料 1

(2) 自由討議について（福知山市議会、三次市議会の事例から）

資料 2-1

資料 2-2

資料 3

資料 4

2 その他

○次回開催 月 日（ ） 時 分 第 4 委員会室

福知山市議会の代表質問（会派による一般質問）

- 当初予算審査議会に実施
- 当該議会に限り、個人による一般質問なし
- 一問一答方式
- 発言時間は答弁を含め 60 分（会派一律）
- 仮通告により、会派間の重複質問項目を調整
 - ・ 仮通告～議会初日の 3 日前 17 時締切
 - ・ 会派間調整 1～2 日
 - ・ 本通告～議会初日 17 時締切
- 予算審査委員会において、当初予算に対する総括質疑あり
 - ・ 通告～委員会初日の 5 日前 15 時締切
 - ・ 会派人数により、持ち時間差あり
 - （1 会派基本持ち時間 20 分とし、人数により加算あり）
 - ・ 無会派も総括質疑ができる。

（参考点）

会派間の重複質問項目を調整することにより、議会運営の効率化が図られる。

予算審査に集中できる。

（問題点）

代表質問発言者以外の議員及び無会派の議員は、当該議会では一般質問ができない。

福知山市議会自由討議実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福知山市議会基本条例（平成24年福知山市条例第31号）第14条に規定する自由討議の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施対象)

第2条 自由討議は、福知山市議会委員会条例に規定する常任委員会の所管事項を実施対象とする。

(実施方法)

第3条 自由討議は、委員長又は委員の提案により、委員会に諮って実施するものとする。

2 自由討議の進行は、委員長が行うこととする。

3 議事説明員の説明がある場合は、委員の質疑が終了した後、自由討議を実施することとする。

4 議事説明員の退席は、求めないこととする。ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

(発言等)

第4条 委員が発言するときは、委員長の許可を得なければならない。

2 委員の発言回数は、制限しないこととする。

3 委員は、他の委員の発言を強要することはできない。

4 委員は、発言趣旨を補完する資料を配付する場合には、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

5 議事説明員は、発言に加わらないものとする。ただし、委員長から発言を求められた場合は、この限りでない。

(自由討議の取り扱い)

第5条 自由討議において、合意形成の図られたものについては、議案提出及び委員長報告など、必要に応じて本会議に反映させるものとする。

(検証)

第6条 各常任委員会の自由討議の実施状況は、委員長会議で検証し進める。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、自由討議の実施に必要な事項については、議会改革検討会議に諮って定める。

附則（平成26年11月20日 議会改革検討会議決定）

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附則（平成27年10月19日 議会改革検討会議決定）

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

3 議会の機能強化

(5) 自由討議の推進

[議会基本条例第14条] (自由討議による合意形成)
議会は、会議においては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めなければならない。

■自由討議実施要領の策定

(議会改革検討会議 平成26年12月1日)

◆実施対象 (第2条)

- ・ 常任委員会の所管事項を実施対象とする。

◆実施方法 (第3条)

- ・ 委員長又は委員の提案により委員会に諮って実施する。
- ・ 自由討議の進行は、委員長が行う。
- ・ 議事説明員の説明がある場合は、委員の質疑が終了した後、自由討議を実施する。
- ・ 議事説明員の退席は、求めない。ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

◆発言等 (第4条)

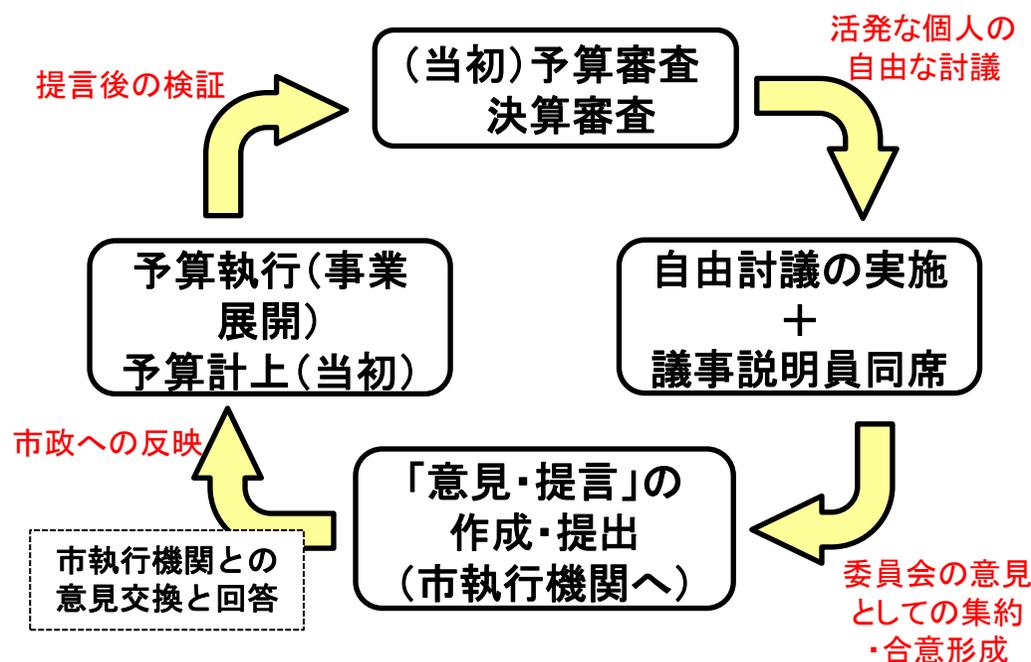
- ・ 委員が発言するときは、委員長の許可を得る。
- ・ 委員の発言回数は、制限しない。
- ・ 委員は、他の委員の発言を強要することはできない。
- ・ 議事説明員は、発言に加わらない。ただし、委員長から発言を求められた場合は、この限りでない。

◆自由討議の取り扱い (第5条)

- ・ 自由討議において、合意形成の図られたものについては、議案提出及び委員長報告など、必要に応じて本会議に反映させる。

■ 予算・決算審査委員会における『自由討議』の活用

予算審査委員会及び決算審査委員会では、『自由討議のあり方』を定め、予算及び決算審査から執行部への『意見・提言』までの循環サイクルの中に『自由討議』を組み込んでいる。

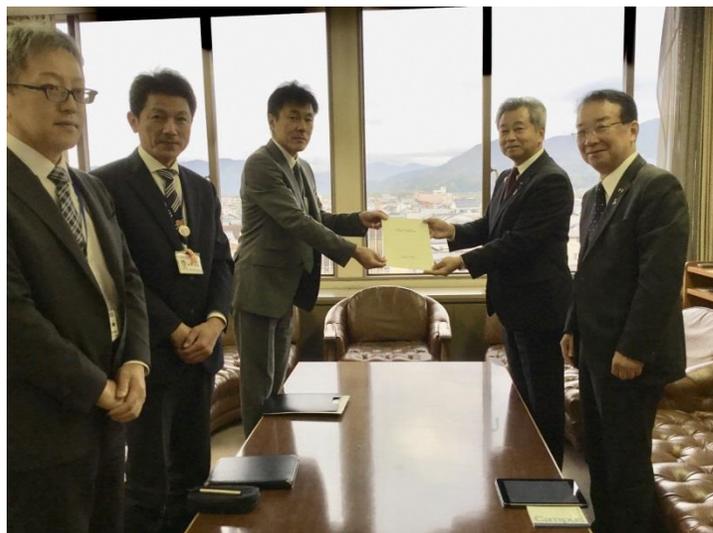


3 議会の機能強化

(6) 自由討議を踏まえた意見・提言(予算・決算審査委員会)



市長に対して「意見・提言」を実施(H29.5.2)



執行部に対して「意見・提言」を実施(H30.12.5)

- 予算・決算審査委員会での合意形成
→ 出席委員の過半数の同意を条件とする。

年度	実施日	内容(テーマ)	備考
H28	H28.9.6	指定管理者制度の諸課題の解決について	
H29	H29.5.2	外部有識者登用の妥当性について	平成29年度 当初予算審査
		地域コミュニティ交通導入モデル事業について	
		みんなのまちづくり推進事業について	
		市職員、教職員の超過勤務の是正について	
		地方創生事業のあり方と展開について	
		福知山公立大学の議会決議に対する平成29年度の反映について	
		6次産業推進事業について	
H29	H29.12.1	防災対策の強化について	平成28年度 決算審査
		公共施設マネジメントのあり方について	
		費用対効果の高い職員配置を	
H30	H30.5.18	市民主体のまちづくりの推進について	平成30年度 当初予算審査
		指定管理制度における債務負担限度額と指定管理料の算出過程について	
		子どもの貧困対策について	
		中心市街地活性化基本計画推進事業ポッポランドのあり方について	
H30	H30.12.5	平成29年度決算と本市独自事業の取り組みについて	平成29年度 決算審査

※ 平成31年度当初予算に係る予算審査委員会においては、3つのテーマで自由討議を実施したが、合意形成に至らなかったため、「意見・提言」とはしていない。

○三次市議会自由討議実施要領

1 趣旨

この要領は、三次市議会基本条例第4条第2項の規定に基づき実施する、自由討議について必要な事項を定めるものとする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行うものとする。

(2) 議員は、議会が言論の場であること、及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。

2 目的

自由討議は、議会が言論の場であり、合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじながら、議員間の理解を深めるとともに議論の経過や議決の結果を市民に十分説明することを目的とする。

3 場、議題

自由討議の場と議題を次のとおり設定する。

- (1) 自由討議の場は、委員会等とする。
- (2) 自由討議の議題は、所管事務調査の中で、論点や争点の明確なテーマがある案件とする。

4 実施要件

自由討議は、次の場合実施する。

- (1) 委員長が自由討議を必要と認めたとき。
- (2) 委員から申出のあったテーマについて、委員会の過半数の合意を得たとき。

5 実施手続

自由討議の実施にあたっては、次の手続きを行うものとする。

- (1) 自由討議を要望するときは、別紙様式により委員長に対して実施を申し入れるものとする。
- (2) 前項の申入れを受けたときには、委員長は速やかに委員会を召集し、実施について委員に諮り、過半数の同意を得た場合には、実施日時を決定する。

6 開始

自由討議は、委員長の動議により開始する。

- (1) 委員長は、自由討議を発議するときは、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。
- (2) 委員長は、自由討議を実施する場合において、必要に応じ、執行機関から説明員の出席要請を行うものとする。

7 発言者等

発言者の指名と発言者としての心得は次のとおりとする。

- (1) 発言者は委員長が指名するものとする。
- (2) 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

8 公開

自由討議の記録及び会議の公開については、当面議会だよりにおいて会議内容を掲載するなどし、市民に啓発するものとする。

(平成28年11月7日制定)

別記様式

三次市議会〇〇〇委員長
〇〇〇〇 様

自由討議実施要望書

- 1 要望した期日
- 2 要望する委員名
- 3 要望する議題・テーマ
- 4 要望する理由

	浜田市議会自由討議実施要領	福知山市議会自由討議実施要領	三次市議会自由討議実施要領
趣旨	第1条 この要領は、浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号)第11条に規定する自由討議の実施に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この要領は、福知山市議会基本条例(平成24年福知山市条例第31号)第14条に規定する自由討議の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。	1 この要領は、三次市議会基本条例第4条第2項の規定に基づき実施する、自由討議について必要な事項を定めるものとする。
自由討議の目的及び実施	第2条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間及び委員間の理解を深めるとともに、議員の政策立案等に係る議会としての説明責任を果たすことを目的とし、本会議、委員会、調査会及び全員協議会において実施する。	(実施対象) 第2条 自由討議は、福知山市議会委員会条例に規定する常任委員会の所管事項を実施対象とする。 (実施方法) 第3条 自由討議は、委員長又は委員の提案により、委員会に諮って実施するものとする。 2 自由討議の進行は、委員長が行うこととする。 3 議事説明員の説明がある場合は、委員の質疑が終了した後、自由討議を実施することとする。 4 議事説明員の退席は、求めないこととする。	2 自由討議は、議会が言論の場であり、合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじながら、議員間の理解を深めるとともに議論の経過や議決の結果を市民に十分説明することを目的とする。
自由討議の議題	第3条 自由討議の議題は、本会議及び委員会にあっては議員又は市長が提出する議案及び市民が提出する請願又は陳情とし、調査会及び全員協議会にあっては自由討議に付すべき重要な課題とする。		3 場、議題 自由討議の場と議題を次のとおり設定する。 (1)自由討議の場は、委員会等とする。 (2)自由討議の議題は、所管事務調査の中で、論点や争点の明確なテーマがある案件とする。
自由討議の開始	第4条 自由討議は、本会議においては議長の発議又は議員の動議により、委員会又は調査会においては委員長の発議又は委員の動議により、全員協議会においては議長の発議又は議員の発議により開始する。 2 議員又は委員による動議及び発議は、2人以上の賛成者(発議者を含む。)を必要とする。 3 前2項の場合において、自由討議を発議する場合は、当該自由討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。 4 本会議及び委員会における自由討議は、質疑後・討論前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長又は委員長が必要と認める場合は、この限りでない。 5 調査会及び全員協議会における自由討議は、市長その他の執行機関からの報告事項後に行なうものとする。		4 実施要件 自由討議は、次の場合実施する。 (1)委員長が自由討議を必要と認めたとき。 (2)委員から申出のあったテーマについて、委員会の過半数の合意を得たとき。 5 実施手続 自由討議の実施にあたっては、次の手続を行うものとする。 (1)自由討議を要望するときは、別紙様式により委員長に対して実施を申し入れるものとする。 (2)前項の申入れを受けたときには、委員長は速やかに委員会を召集し、実施について委員に諮り、過半数の同意を得た場合には、実施日時を決定する。 6 開始 自由討議は、委員長の動議により開始する。 (1)委員長は、自由討議を発議するときは、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。 (2)委員長は、自由討議を実施する場合において、必要に

自由討議実施要領の比較表

<p>発言者等</p>	<p>第5条 発言者は、議長及び委員長が指名するものとする。 2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧述べてるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。 3 市長その他の執行機関及びその職員は、発言に加わらないものとする。ただし、議長又は委員長から発言を求められた場合及び議長又は委員長から許可を得た場合は、この限りで</p>	<p>第4条 委員が発言するときは、委員長の許可を得なければならない。 2 委員の発言回数は、制限しないこととする。 3 委員は、他の委員の発言を強要することはできない。 4 委員は、発言趣旨を補完する資料を配付する場合には、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 5 議事説明員は、発言に加わらないものとする。ただし、委員長から発言を求められた場合は、この限りでない。</p>	<p>7 発言者等 発言者の指名と発言者としての心得は次のとおりとする。 (1) 発言者は委員長が指名するものとする。 (2) 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。</p>
<p>自由討議時間等</p>	<p>第6条 自由討議は簡潔に行なうこととし、議長、委員長は必要があると認めるときは時間や回数等に制限等を加えることができる。</p>		
<p>記録及び会議の公開</p>	<p>第7条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会、調査会、全員協議会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。</p>		<p>8 公開 自由討議の記録及び会議の公開については、当面議会だよりにおいて会議内容を掲載するなどし、市民に啓発するものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>第5条 自由討議において、合意形成の図られたものについては、議案提出及び委員長報告など、必要に応じて本会議に反映させるものとする。 第6条 各常任委員会の自由討議の実施状況は、委員長会議で検証し進める。 第7条 この要領に定めるもののほか、自由討議の実施に必要な事項については、議会改革</p>	
<p>附 則</p>	<p>この要領は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>附則(平成26年11月20日 議会改革検討会議決定) この要領は、平成26年12月1日から施行する。 附則(平成27年10月19日 議会改革検討会議決定) この要領は、平成27年12月1日から施行する。</p>	<p>(平成28年11月7日制定)</p>